



令和3年4月9日発信

報道関係者 各位

飯山駅前市有地の貸付と商業施設の建設のため 事業者と契約書の締結式を行います

- 1 日 時 令和3年4月14日（水）午前10時から
- 2 場 所 飯山市役所 3階 31号会議室
- 3 出席者 事業者 藤澤 芳彦 氏
飯山市長 足立 正則
- 4 該 当 地 飯山市大字飯山字土橋812-19（約360㎡）
- 5 事業概要 商業施設（飲食店）の建設と運営
- 6 その他 (1) 飯山市北陸新幹線飯山駅周辺地区における商業施設等の立地の促進に関する条例第2条第2号に規定する施設を目的とするものです。
(2) 同条例の適用を受ける場合は契約後、10年間土地の賃料及び建物に係る固定資産税が免除されます。

飯山市北陸新幹線飯山駅周辺地区における商業施設等の立地の促進に関する条例第2条（抜粋）

(2) 商業施設等 次に掲げる施設をいう。

ア 小売業を行う施設

イ 食品衛生法施行令第35条第1号に規定する飲食店営業又は同条第2号に規定する喫茶店営業を行う施設

ウ 旅館業法第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業を行う施設。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項第4号に該当する営業を行う施設を除く。

<担当課>

飯山市 経済部 商工観光課

（課長）小野 幸司 （担当者）春日 直樹

住所：飯山市大字飯山1110-1

電話：0269-67-0731（直通） Fax：0269-62-6221

e-mail：shoukan@city.iiyama.nagano.jp